

津山市監査委員告示第1号

令和5年4月12日

令和5年4月7日付けで提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による監査請求について監査を行ったので、同条第5項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

津山市監査委員 和田 賢二

津山市監査委員 岡 安謙典

津山市職員措置請求に対する監査結果について（通知）

令和5年4月7日付けで提出された標記の措置請求については、下記の理由により住民監査請求の対象とならないと判断しましたので、却下します。

第1 住民監査請求の受付（住民監査請求書の記載原文のまま。）

1 請求の要旨

① 請求の対象職員 ○○○○

② どのような財務会計行為が行われたか

令和5年3月の津山市定例会最終日（3月22日）に採決された、令和5年度津山市一般会計予算の採決

③ その行為はどのような理由で違法・不当なのか

イ 令和5年3月14日開催の産業委員会に配布された観光駐車場の資料に加筆訂正されたものが全議員に示された令和5年3月16日（委員会審議終了後）の資料によると、西小学校北側の車両アクセスの項目「産業道路に近く便利だが、前面道路に中央分離帯があり大型バスの出入りに課題あり」とありますが、これは中央分離帯ではなく、広い道路を放置すれば、不法駐車等が想定される為便宜上「緑地」を設置したもので、この緑地は少しの費用で簡単に撤去でき、緑地撤去後は幅員4米以上の対向車線の道路となります。この判断は不当です。予算編成後に語呂合わせをしたものです。

ロ 議会説明会で、観光駐車場の整備予定地が具体的に示されなかったことは、裏を返せば、予算を確保し、その後、観光駐車場の整備予定地を決めればよいという、世にも不思議な予算編成です。有ってはならないことです。

ハ 観光駐車場の整備予定地を、議案説明会までに具体的に説明できな

い状況下での予算編成は無効なものなのです。

- ニ 本件駐車場の副題は多目的広場とも称されるもので、観光専用駐車場地ではないと思料されます。

因みに、現在③西小学校北側は、小学校が PTA の役員会や運動会等の駐車場、又、市の臨時斎場駐車場としても利用されております。

- ④ その結果どのような損害が津山市に生じているのか

令和 5 年 3 月の津山市定例会で決議された予算が執行されれば、違法な経緯により支出された金員の返還、損害賠償等が不能となり市民に損害を与える。

- ⑤ どのような措置を請求するのか

令和 5 年 3 月定例会、議案第 8 3 号津山市一般会計、産業の所管に関する事項の内「4 5 款土木費、1 7 目都市再生整備費、2 1 節補償補填及び賠償金の中に計上されている、公有財産購入費 5 0, 6 1 8 千円と補償費 4 6, 5 6 8 千円の合計 9 7, 1 8 6 千円の「予算の執行停止」を求めます。

2 請求者

住所 (省 略)

氏名 (省 略)

地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定により、別紙関連書類を添付し、必要な措置を請求します

令和 5 年 4 月 7 日

津山市監査委員 殿

添付書類

1、城西観光駐車場の適地選定に係る得失比較 1 部

2、修正案提案理由書 1 部

(令和 5 年 3 月定例会最終日での〇〇〇〇議員の発言要旨)

第 2 地方自治法第 2 4 2 条の要件に係る判断

請求の要旨に記載して財務会計上の行為と特定された「令和 5 年 3 月の津山市定例会最終日 (3 月 2 2 日) に採択された、令和 5 年度津山市一般会計予算の採決」は、津山市の長若しくは委員会若しくは委員又は津山市の職員のいずれの行為又は怠る事実であるとも認められず、地方自治法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求の要件を満たしていないものと判断する。